

## ダイオキシン

ダイオキシンは、物の燃焼によって副次的に発生する、非常に有害な毒物で、きわめて安定で分解されにくい、塩素化合物です。近頃では、ダイオキシンを分析する時には、コプラナーPCBと呼ばれる、ダイオキシンに近い性質を持つ化合物も、いっしょに分析することになっています。

ダイオキシンとは、単一の化合物の名称ではなく、近い性質を持つ、200もの異性体の総称です。これらのダイオキシン類の中で、最も強い毒性を持つ物質は、2,3,7,8-T4CDD（テトラクロロジベンゾパラジオキシン）です。

ダイオキシン類の分析値を表示する時には、この2,3,7,8-T4CDDを1とする、毒性等価係数を使って各異性体の含有量を足し算し、TEQ毒性当量として表示しています。

たとえば、焼却炉の、排ガス中の、ダイオキシン類の、基準値として、「80ngTEQ/m<sup>3</sup>N」とありますが、これは、ダイオキシン類の含有量が、排ガス1・Nあたり、毒性等量濃度で、80ng（ナノグラム）まで、ということです。ng（ナノグラム）とは、10<sup>-9</sup>gの事で、10億分の1gのことです。

**ダイオキシン類、コプラナーPCBは、おもに、焼却炉の排ガス、焼却灰などについて年1回、測定することが、義務づけられています、その排出基準値は、次の表のとおりです。**

処理能力 50kg～200kg/hの小型焼却炉の排出基準

(ng/m<sup>3</sup>)

燃焼室の処理能力	既設施設の排出基準			新設施設の排出基準 (H12.1.15～)
	～H13.1.14	H13.1.15 ～H14.11.30	H14.12.1～	
50kg～200kg/h (今回新たに対象となるもの)	適用なし	80	10	5

処理能力 200kg/h以上の焼却炉の排出基準

(ng/m<sup>3</sup>)

燃焼室の処理能力	既設施設の排出基準		新設施設の排出基準 (H9.12.1～)
	H10.12.1～H14.11.30	H14.12.1～	
4,000kg/h以上	80	1	0.1
2,000kg～4,000kg/h		5	1
200kg～2,000kg/h		10	5

200kg/h以上の廃棄物焼却炉の基準は従来どおりです

水質排出基準

(pg/l)

既設施設の排水基準	新設施設の排水基準 (H12.1.15～)		
	～H13.1.14	H13.1.15～H15.1.14	H15.1.15～
適用なし	50	10	10

対象施設：排ガス洗浄装置、湿式集塵機、汚水を排出するピットを有する焼却炉